



2015.4.7  
コチ コンサルティング

上海市では3月31日、2015年最低賃金更新、2014年社会平均賃金が相次いで発表されました。市場の予測に反し、平均賃金上昇率は昨年度を上回る（8.2%）という結果となりました。

あわせて、上海市では2011年から過渡期措置が取られていた、三険（非上海市農村戸籍用保険）の廃止、農村戸籍者の失業保険納付開始等の社会保険に関わる変更が実施されます。

4月1日からの最低賃金引上げ、社会保険基数下限上昇により、雇用コストは非上海・農村戸籍者の場合で**13%程度**の上昇となります。（詳細は本文参照）

本号では、2015年最低賃金の動向、上海市の社会保険に関わる変更事項概要とあわせて、市場動向として、農民工に関わる報告③をお送りします。

弊社では4月23日（木）、24日（金）、賃金上昇圧力、労働者の権利意識圧力といった多くの課題を抱える製造業様向けに、上海市松江区において、地域セミナーを開催いたします。当日は中智報酬（CIIC報酬）の協力を得て、松江地区の賃金調査結果に基づいた実態のご報告も申し上げます。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

詳細は添付ご案内または弊社ホームページ <http://cochicon.com/> を参照ください。

### 内容 【人事・労務情報】

- 最低賃金改定（上海市）と2015年最低賃金の動向
- 2014年社会平均賃金/2015年社会保険基数（上海市）

### 【市場動向】

- 現場労働者（第一線労働者）の新たな潮流 ③第二次/第三次産業への就労転換の促進

## 人事・労務情報

### ■最低賃金改定（上海市）と2015年最低賃金の動向

3月31日に公表された、2015年4月1日からの上海市最低賃金、及び公表済み主要都市の2015年改定最低賃金；

都市	最低賃金種別	2013年	2014年	上昇率	2015年	上昇率	実施時期
上海	月次最低賃金	1,620	1,820	12.3%	<b>2,020</b>	<b>11.0%</b>	2015.4.1
	最低時給	14.0	17.0	21.4%	18.0	5.9%	
北京	月次最低賃金	1,400	1,560	11.4%	<b>1,720</b>	<b>10.3%</b>	2015.4.1
	最低時給	15.2	16.9	11.2%	18.7	9.5%	
深セン	月次最低賃金	1,600	1,808	13.0%	<b>2,030</b>	<b>12.3%</b>	2015.3.1
	最低時給	14.5	16.5	13.8%	18.5	12.1%	
天津	月次最低賃金	1,500	1,680	12.0%	<b>1,850</b>	<b>10.1%</b>	2015.4.1
	最低時給		16.8		18.5	10.1%	

\*参考 最低賃金（解説）：<http://cochicon.com/2-5-1/>

\*参考 2014年最低賃金の動向：<http://cochicon.com/2-5-1-1/>

最低賃金は正常労働時間の労働に対して労働者に支給される報酬とされており、残業手当、高温手当、特殊勤務手当等は含みません。上記4都市では、上海市、北京市は社会保険料個人負担部分も明確に含まないとしています。深セン、天津では「企業が負担すべき社会保険料は含まない」としています。現在主要11地域で2015年の最低賃金更新が公表されていますが、広州市など2年に1度の改定の地域もあります。

中国全土の最低賃金上昇率は、2011年から2014年まで22%→20%→17%→14%と推移してきましたが、全国総工会（労働組合総会）は本年は10%前後の上昇率になるとみているようです。

### ■ 2014年社会平均賃金/2015年社会保険基数（上海市）

2014年の社会平均賃金の公表は、6月頃に延期され、上海市においても、社会保険基数改定時期は住宅積立金基数改定時期にあわせ7月に変更されるとの予測がありましたが、3月31日に2014年の社会平均賃金が公表され、例年通り4月1日より社会保険基数が更新されることとなりました。

2014年度の社会平均賃金（額面給与＝グロス賃金）は 5,451元/月、65,417元/年。前年比8.2%上昇と発表されました。これにより、2015年4月からの社会保険基数（グロス賃金）の下限は3,271元、上限は16,353元となります。

\* 参考：社会平均賃金：<http://cochicon.com/2-5-2-2/>

#### 【上海市賃金関連指数の推移】

上海市							昇給ガイドライン		
年度	平均賃金 (元/月)	平均賃金 上昇率	最低賃金 (元/月)	最低賃金上 昇率	CPI	GDP	下限	平均	上限
2007	2,892	17.4%	840	12.0%	3.2%	13.3%	3%	9%	12%
2008	3,292	13.8%	960	14.3%	5.8%	9.7%	5%	11%	16%
2009	3,566	8.3%	960	0.0%	-0.4%	8.2%			
2010	3,896	9.3%	1,120	16.7%	3.1%	9.9%	4%	11%	16%
2011	4,331	11.1%	1,280	14.3%	5.2%	8.2%	6%	13%	18%
2012	4,692	8.3%	1,450	13.3%	2.8%	7.5%	5%	12%	16%
2013	5,036	7.3%	1,620	11.7%	2.3%	7.7%	5%	12%	16%
2014	<b>5,451</b>	<b>8.2%</b>	1,820	12.3%	2.7%	7.0%	5%	12%	16%
2015			<b>2,020</b>	<b>11.0%</b>					

#### 【社会保険基数変更（上海市）】

戸籍状況	適応期	平均 賃金	基数 下限	基数 上限	養老保険		医療保健		失業保険		生育 保険	労災 保険	納付率計	
					企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業	企業	企業	個人
都市従業員 社会保険	～2015年3月	5,036	3,022	15,108	21%	8%	11%	2%	1.5%	0.5%	1%	0.5%	35%	10.5%
	2015年4月	<b>5,451</b>	<b>3,271</b>	<b>16,353</b>			6%	1%	-	-	-		27.5%	9%
非上海 農村戸籍者	～2015年3月	NA	2,770											
	2015年4月	<b>5,451</b>	<b>3,271</b>	<b>16,353</b>										

#### ● 上海市社会保険制度変更

2015年4月より、2011年の社会保険法施行以来、旧外地戸籍人材専用保険の廃止過渡期措置にとりて5年間をかけて調整されてきた“三険”が3月末をもって上海市都市従業員保険に統合されます。具体的には社会保険基数が都市従業員保険同様、本人の前年度平均賃金となり、下限及び上限は市平均賃金の60%～300%となります。

また、上海・農村戸籍者は従来免除されていた失業保険個人負担分（0.5%）の納付が開始されます。

**NAVI** 非上海・農村戸籍者は養老・医療・労災保険の3項目のみの加入であり、生育保険への加入がないことから、出産期間の生活補助等は、生育保険同様の待遇を雇用企業が保障しなくてはなりません。

**NAVI 最低賃金および社会保険基数変更の雇用コストへのインパクト**

下表は社会保険基数変更に伴う本年4月分報酬に関わる社会保障費用、所得税、雇用コストの変化です。  
 単位：元/月

対象期間	月次報酬 (グロス)	社会保険 基数	個人負担			手取給与 (ネット)	企業負担		雇用 コスト	雇用 コスト 上昇率
			社会保険	住宅積立	所得税		社会保険	住宅積立		
2015年3月分給与	20,000	15,108	1,586.6	1,058	2,459	14,897	5,287.8	1,058	26,346	1.7%
2015年4月分給与		<b>16,353</b>	<b>1,717.2</b>	<b>1,058</b> *1	<b>2,426</b>	14,799	<b>5,723.6</b>	<b>1,058</b> *1	<b>26,781</b>	
2015年3月分給与	最低賃金 *非上海・ 農村戸籍 (2,526)	3,021.6	271.9	156	0.00	1,820	830.94	156	3,170	13.0%
2015年4月分給与		<b>3270.6</b>	<b>294.4</b>	<b>156</b> *2	0.00	<b>2,020</b>	<b>899.4</b>	<b>156</b> *2	<b>3,581</b>	

・赤字は変更部分、青字は本年7月の住宅積立金基数更新時に変更が予定される部分です。

・月次報酬（グロス）が20,000元の場合：

社会保険基数（上限）が上昇することから**手取り額は減額**することとなります。

雇用コストは4月時点で1.7%の上昇です。

**7月以降**、住宅積立金（\*1）は現行制度に変更がない場合は1,144.7元/月となり、**手取り賃金額は14,734元/月で（1.1%減）**。**雇用コストは2%増**となります。

・最低賃金（非上海市・農村戸籍）の場合：

上海市では最低賃金に社会保障費用を含まないため、**最低賃金の額面（グロス賃金）最低額は2,526元**となり、最低賃金の**雇用コストは13.0%の上昇**となります。

**7月以降**の住宅積立金（\*2）は未定ですが、**雇用コストはさらに上昇**することとなります。

\*農村戸籍者の住宅積立加入指導が強化されていますが、法的な強制力は判断が分かれています。

**市場動向**

**■現場労働者（第一線労働者）の新たな潮流 ③第二次産業、第三次産業への就労転換の促進**

農民工の就業業種の最多は製造業31.4%で、建築業22.2%が続く。地元農民工では卸売・小売業従事者の比率が高い。統計分析では、職業訓練の促進にともない、第二次産業、第三次産業への就労転換が進んでいるとされています。

2013年業種別農民工人数構成（Data:2014.5.12 国家統計局）

	単位：%		
	合計	外地農民工	地元農民工
製造業	31.4	35	27.5
建築業	22.2	23.5	20.8
卸売、小売	11.3	8.1	14.8
運輸、倉庫、郵便	6.3	4.6	8.1
飲食、宿泊	5.9	7	4.7
住民サービス、修理等	10.6	9.4	11.9
その他	12.3	12.4	12.2

■2013年の職業訓練受講済み農民工は32.7%（非農業職業訓練29.9%、技能訓練32.7%）に登り、前年比1.9%増。

・第二次産業従事者：56.8%（前年比0.3%減）

・第三次産業に従事者：42.6%（前年比0.1%増）

外来農民工は61.8%が第二次産業、48.6%が第三次産業に従事。